

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫 様

江南市長 堀 元

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

### 【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】

厳しい財政状況や社会情勢の中、従来どおり、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、住民の福祉を優先した行政運営に努めてまいります。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】

平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ、市税の滞納整理を推進するとともに、派遣職員の徴収技術の向上を図ることを目的として参加しておりますのでご理解ください。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差し押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押を行う場合は、地方税法等の規定に基づき、差し押禁止財産を除いて適正に滞納処分を実施しています。また、納税相談ではその実情をよく把握し、納税の猶予についても対象となれば適用しています。

### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活に困窮する全ての世帯に対して、生活保護法に基づき必要な保護を実施しています。また、生活保護申請については、生活状況等の確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、申請意思を示した方については、申請書をお渡ししています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

今後も生活保護法及び実施要領の趣旨に沿って、適正な保護の実施に努めていきます。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

国の対応方針に準じて、他の諸施策へできる限り影響が及ばないように、その趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら適切に対応してまいります。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

不当要求等の対応をするために職員を配置していますが、生活保護の相談・申請等での窓口対応はしていません。

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

平成27年4月1日の法施行に伴い、実施体制の構築に向けた準備を行っている現状にあります。制度運営の目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、事業の委託を含めて体制づくりを検討しています。

また、事業の趣旨として、自立相談支援事業において生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐこととなっていますので、適正な実施に努めてまいります。

## 2. 安心できる介護保障について

### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

一般会計からの繰り入れを行う予定はありませんが、第5期介護保険料については、市の介護保険事業基金や県の財政安定化基金の取り崩しなどにより、介護保険料の上昇の抑制に努め、負担段階についても、9区分を11区分にし、きめ細かい保険料の負担段階を設定しています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

所得段階の第3段階を細分化し、市民税世帯非課税者の負担能力に応じた保険料額を設定したことにより、低所得の方の保険料負担の軽減を図りました。

### (2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

平成25年度に、グループホーム2ユニット、小規模多機能型居宅介護事業所1施設を開設し、~~平成26年度には地域密着型介護老人福祉施設1施設の整備いたしました。~~

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】

直営の地域包括支援センターを設置することは、複数の専門職の配置や、経費も必要となるため、当面は、現行のままとします。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書を提出しており、国により介護職員処遇改善が行われております。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネジャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

### ★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】

専門的サービスを必要とする方に対しては、既存の介護事業者等を活用しながらサービスの提供に努めます。単価につきましては、国の基準等を勘案し、設定いたします。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】

「新しい総合事業」の実施にあたっては、従前の費用実績を勘案し、国の基準に沿って予算を算出します。利用者負担につきましては、サービス内容や時間、基準等を踏まえ設定し、現行の訪問介護等に相当するサービスは、介護給付の利用者負担割合等を勘案し、設定します。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】

介護保険サービスの利用は、要介護認定が必要であり、介護認定審査会で客観的、かつ、公平・公正に行なわれていますので、申し出たすべての人を要介護認定の対象者とすることはできません。

### (4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などについては、給食サービスや緊急通報システム事業等を実施して安否確認しております。また、買い物などの生活支援については、日常生活に支援が必要なひとり暮らしの高齢者の方などを対象にホームヘルパーの派遣をしています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】

高齢者の方が家に閉じこもりがちにならないように、デイサービスが利用できます。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】

市の補助団体である社会福祉協議会が平成26年8月末時点で、市内14か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。社会福祉協議会など関係機関との協働で、「いきいきサロン」の増設を図っていきます。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

現在、江南市内における公営の高齢者向け住宅といたしましては、県営松竹住宅内に高齢者世話付住宅が整備されており、生活援助員の派遣を行っておりますが、財政的なことを考慮いたしますと、高齢者住宅を公営で整備することは困難です。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】

月曜日から金曜日までの週5日以内、昼食や夕食のどちらかを配食しており、市が一食につき250円の助成をしています。

土曜日、日曜日の利用や補助額の増額につきましては、今後の社会状況を踏まえまして検討してまいります。また、会食方式の実施につきましても、他のサービスとの関連性を踏まえ検討いたします。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度は既に実施しております。また、高額介護サービス費の受領委任払い制度につきましては、市民サービスの向上の観点などを踏まえ検討して参ります。

### ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

すべての要介護認定者が対象ではありませんが、要支援2以上の方につきましては、平成14年8月1日付厚生労働省老健局総務課からの事務連絡「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」に基づき認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

現在は、新しく認定を受けた方、介護度が重度になった方及び紛失された方については申し出いただくよう広報掲載や要介護認定通知書に案内を同封し、制度の周知をしておりますが、対象となる方への個別送付については、①の対象者に対して実施しております。

### 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

県制度の動向を注視し、市民の方や市の負担増とならないよう持続可能な制度を検討していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

通院については未就学児、入院については中学生までが県の補助対象となっていることから市単独事業の実施は困難です。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

助成できるよう検討を進めています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

市単独事業の実施は困難です。

#### 4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】

妊産婦健診は、産前14回、産後1回を公費助成しています。

助成は、母子健康手帳交付日以降の健診分を対象としています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】

就学援助の対象基準は別紙のとおりです。現在は、平成25年度当初の生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象としています。また、年度途中でも申請の受け付けをしております。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】

学校給食法第11条第2項に「学校給食を受ける児童又は生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とする。」と明文化されておりますのでご理解ください。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】

当市の保育所は18園すべて公立(市立)の保育所であり、保育を希望する児童に対する保育を実施しています。新制度により今後実施される地域型保育事業等においては、保育の質を確保できるよう国の基準を上回る認可基準を制定しています。地域型保育事業の実施にあたっては、指導・監督等に努め、保育の質の確保を図ってまいりたいと考えています。

#### 5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

保険料率などの引き上げは行っておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

新たな財源が必要となるため慎重に検討します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とまらないようにしてください。

【回答】

平成21年度から生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象とする減免を設けています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

前年度所得金額が400万円以下の基準に拡大し対応しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

福祉医療対象者および高校生以下の児童には交付していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付制限は行っていませんが、本人からの申し出による保険税への充当は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

分納誓約書等で約束どおり納付されている方には、一般の被保険者証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

平成21年度から生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としました。また、広報、国保のしおりに掲載して住民へ周知しています。

## 6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】

応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】

支給量決定基準により、必要となる支給量を支給します。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】

通年かつ長期にわたる外出については、利用できません。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定に基づき、原則、介護保険法による介護給付を優先しますが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしていません。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】

介護保険サービスの利用料につきましては、国の基準に従って実施していく予定です。

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】

国の指針に従い、通院時の院内介助については、介助が必要と判断される場合には認めていますが、入院中の場合については認められません。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

国の社会保障政策に関することであるため、市としては要望書の提出は考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対処していきます。

## 7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチン接種費用の公費助成については、近隣の動向をみながら検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

平成26年10月から定期接種化されますので、助成額について近隣の状況をみながら今後の課題とさせていただきます。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

愛知県の風しん抗体検査実施事業を受けて、抗体が低い人または無い方へワクチン接種の助成を行っております。今後も国・県の動向を注視していきます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【回答】

消費税増税につきましては国の施策であり、市としましては意見書等の提出は考えておりませんが、景気の動向や経済成長、市民生活など社会経済情勢に与える影響が大きい施策であるため、政府の判断や国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

【回答】

国の施策に基づいております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

【回答】

国庫の負担増に関しては、市長会などを通じ国へ要望書を提出していきます。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】

機会をとらえて、要望していきます。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

【回答】

市にその様な構想はありません。精神科病院に入院する場合は、医師の適切な診断によるものと認識しています。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

労働者の処遇改善につきましては、国により介護職員処遇改善等事業が行われています。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

【回答】

国の社会保障政策に関することであるため、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

市民・市町村の負担増とならないよう市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

### (2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ要望していきます。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

【回答】

近隣市町の動向をふまえ研究していきたいと考えております。